

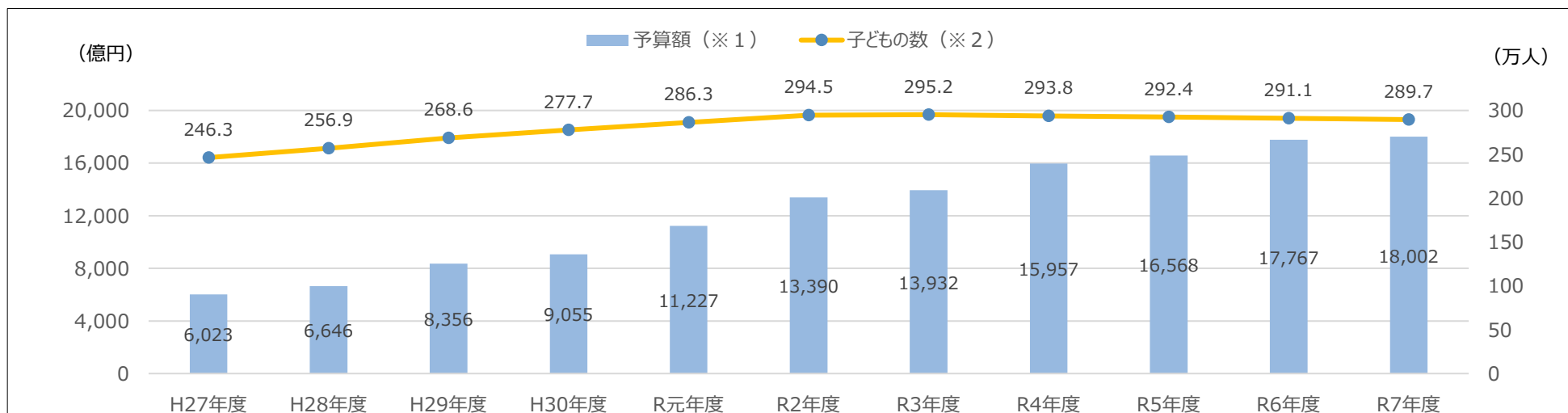
令和8年度予算編成過程で検討する 保育所等の公定価格の見直しについて

令和 8 年度予算編成過程で検討する保育所等の公定価格の見直しについて

現状・これまでの取組

- 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の創設以降、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善や配置基準の見直し等を行ってきたところ、保育所等の公定価格に係る予算額は、この10年で約 3 倍となった。
- 令和 6 年12月に「保育政策の新たな方向性」を取りまとめ、今後は、人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保することとした。
- 「保育政策の新たな方向性」や、関係者からの意見も踏まえつつ、令和 8 年度予算編成過程では以下の事項について、必要となる財源にも留意しつつ検討を行っていく。

【 予算額等の推移 】



(※ 1) R6年度までは補正後予算額。R7年度は当初予算額。

(※ 2) 「子どもの数」は、以下①と②の合計値。

- ① 保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の利用児童数（「保育所等関連状況取りまとめ」の人数のため、公定価格の対象ではない公立の保育所及び認定こども園の人数を含む）。
- ② 幼稚園の在籍児童数（「学校基本調査」の私立幼稚園（私学助成園を含む。）の在籍児童数をもとに、「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査」の「施設型給付を受ける幼稚園」に移行した割合を乗じた推計値）。

検討事項

- 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について
 - ・ 令和 7 年度予算では、令和 6 年人事院勧告を踏まえ、+ 10.7%の処遇改善を実施。
 - ・ 令和 7 年人事院勧告等を踏まえた人件費の単価の見直しについて検討する。
- 地域区分について
 - ・ 第 8 回子ども・子育て支援等分科会（令和 6 年12月19日）において、「令和 7 年 4 月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧な議論を進めていく」とした。
 - ・ 自治体から個別に意見を伺うとともに、他の社会保障分野の動向等も注視しているところ、引き続き検討する。

（自治体からの意見の例）

 - ▶ 地域区分の見直しにより、公務員地域手当の級地区分をそのまま適用すると、隣接地域とこれまで以上に区分差が拡大し、保育人材の確保に影響が出るほか、事業運営や保育の質の維持・向上に支障が生じる恐れがあるなど多くの自治体から懸念の声があがっている。公定価格の見直しに当たっては、人件費相当分の引き上げ効果が地域区分の見直し等により減殺されることのないよう現行を超える給付水準を確保いただくとともに、隣接地域や同一の生活圈を構成する周辺地域との地域区分差にも配慮いただきたい。
 - ▶ 保育の公定価格の地域区分については、速やかに公務員の地域手当に準じた改定を行うこと。
- 配置改善について
 - ・ 現在、保育士等の配置状況の調査を行っているところ、その結果も踏まえ今後の対応を検討する。
- 令和 7 年度予算における見直し事項の激変緩和措置等について
 - ・ 令和 7 年度予算では、「冷暖房費加算」において、四級地から級地外となる市町村について激変緩和措置を設けたところ、令和 8 年度以降の取扱いについて検討する。
 - ・ 「定員超過減算」及び「処遇改善等加算」において、令和 7 年度限りの経過措置を設けているものについては予定どおり終了する前提で、他の見直し事項について検討する。
- このほか、以下のような課題等があることを踏まえ、公定価格における対応を検討する。
 - ・ 3 ～ 5 歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の創設。
 - ・ 学級編成基準の見直しに伴う学級編制調整加配の対象の見直し（幼稚園・認定こども園（1号））。
 - ・ 保育所等におけるインクルージョンの推進。
 - ・ 人口減少地域の保育所等における保育機能の確保・強化。
 - ・ 保育現場におけるテクノロジー活用の推進。
 - ・ 他の社会保障分野を踏まえた法令等に求められる取組（例：経営情報の公表、安全計画の策定）が行われていない場合の対応。

(参考資料)

※ 処遇改善については資料 3 のとおり。

地域区分について

人事院勧告による見直し内容

- 本年8月8日に令和6年人事院勧告において、以下の内容が示された。
 - ・ **地域手当の級地区分の設定**について、現在**市町村ごと**としているものを**都道府県を基本**とするよう見直すとともに、**1級地 20%～7級地 3%の7区分**であったものを**1級地 20%～5級地 4%の5区分**に見直す。

検討に当たっての留意点

- 国として統一的かつ客観的なルールの必要性及び他の社会保障分野の制度との整合性（国家公務員・地方公務員の支給割合の地域区分に準拠する必要）
- 県境等を中心とした隣接した市町村等の級地格差への対応
 - ※ 都道府県単位に広域化することで県内の隣接する市町村との不均衡の解消が図られる一方で、一部では県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大するという状況が見られる。
- 介護報酬改定の地域区分の見直し内容を踏まえて設定している、従前の補正ルールの取扱い

今後の対応予定

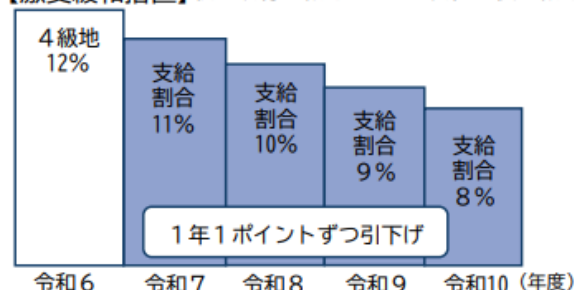
- 令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていく。

給与制度のアップデート 措置内容 ②地域手当

地域手当の大きくくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市 等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	12%	神戸市 等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市 等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市 等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市 等

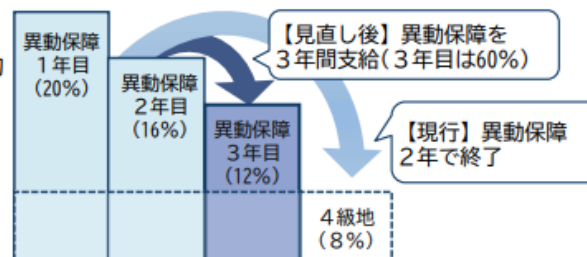
【見直し後】
16都府県
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定)	支給地域の例 (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市 等

異動保障の延長 [令和7年4月以降の異動者に適用]

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
 - ✓ 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

例：1級地20%
→ 4級地8%に異動



新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

Ⅱ．中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の推進

4．地域で活躍する人材の育成と処遇改善

（4）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

（中略）

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

配置基準について

保育士配置基準の変遷

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 ・ 5 歳
1948～1951 (S23～26)	1 0 : 1	1 0 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1
1952～1961 (S27～36)	1 0 : 1	1 0 : 1	3 0 : 1 (1 0 : 1)	3 0 : 1	3 0 : 1
中央児童福祉審議会の 意見具申 (1962,S37)	6 : 1	6 : 1	6 : 1	2 0 : 1	3 0 : 1
1962 ・ 1963 (S37 ・ 38)	1 0 : 1 (9 : 1)	1 0 : 1 (9 : 1)	1 0 : 1 (9 : 1)	3 0 : 1	3 0 : 1
1964 (S39)	8 : 1	8 : 1	9 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1
1965 (S40)	8 : 1	8 : 1	8 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1
1966 (S41)	8 : 1 (7 : 1)	8 : 1 (7 : 1)	8 : 1 (7 : 1)	3 0 : 1	3 0 : 1
1967 (S42)	6 : 1	6 : 1	6 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1
1968 (S43)	6 : 1	6 : 1	6 : 1	3 0 : 1 (2 5 : 1)	3 0 : 1
中央児童福祉審議会の 意見具申 (1968,S43)	3 : 1	—	—	—	—
1969～1997 (S44～H9)	6 : 1 (3 : 1)	6 : 1	6 : 1	2 0 : 1	3 0 : 1
1998～2014 (H10～26)	3 : 1	6 : 1	6 : 1	2 0 : 1	3 0 : 1
社会保障と税の一体改革 (2012,H24)	—	5 : 1	—	1 5 : 1	2 5 : 1
2015～2023 (H27～R5)	3 : 1	6 : 1	6 : 1	2 0 : 1 (1 5 : 1)	3 0 : 1
2024 (R6)	3 : 1	6 : 1	6 : 1	1 5 : 1 (※) 加算措置とともに、 経過措置として当分の間は従前 の基準による運営を妨げない	2 5 : 1 (※) 加算措置とともに、 経過措置として当分の間は従前 の基準による運営を妨げない
2025～ (R7～)	3 : 1	6 : 1 (5 : 1)	6 : 1	1 5 : 1 (※) 加算措置とともに、 経過措置として当分の間は従前 の基準による運営を妨げない	2 5 : 1 (※) 加算措置とともに、 経過措置として当分の間は従前 の基準による運営を妨げない

※1.配置基準は、最低基準による。

2. () 内は、公定価格上 (運営費上) あるいは他の補助金による配置基準等である。

3. 1 歳児については、加速化プラン期間中の早期に 6 対 1 から 5 対 1 への改善を進める。

- 3歳児の職員配置については、平成27年度より15:1による配置を行った場合に加算措置を講じ、令和6年度より経過措置を設けた上で最低基準を改正した。
- 4・5歳児の職員配置については、令和6年度より25:1による配置を行った場合の加算を創設し、経過措置を設けた上で最低基準を改正した。
- 調査は全ての幼稚園・保育所・認定こども園を対象として全国の市区町村を通じて実施。**令和6年7月1日及び3月1日時点**の配置改善の状況等について、有効回答のあった約3万施設の状況についてとりまとめたもの。（自治体数ベースでの回収率約100%）
- 7月1日時点の配置改善の実施状況は、3歳児は全体で96.2%、4・5歳児は全体で94.4%の実施率。
- 3月1日から7月1日の推移を見ると、3歳児は1.9ポイント上昇（94.3%→96.2%）。4・5歳児は3.7ポイント上昇（90.7%→94.4%）。
- 施設種別では3歳児は認定こども園、4・5歳児は幼稚園が最も高く、公私別では3歳児は私立施設、4・5歳児は公立施設の方が高かった。
- 未実施施設の今後の改善見込みについては、約6割～約8割が「未定」と回答しており、人材確保が課題と考えられる。

3歳児15:1を満たしている施設の割合

【7月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	90.8%	93.3%	94.0%	93.1%
私立	97.2%	97.1%	97.8%	97.4%
全体	94.3%	95.9%	97.3%	96.2%

【（参考）3月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	89.8%	91.9%	88.5%	91.0%
私立	92.1%	95.6%	95.9%	95.5%
全体	91.0%	94.5%	94.8%	94.3%

【未実施施設の今後の改善見込み施設数（割合）】

	今年度内	7年度以降	未定
公立	1（0.2%）	245（39.2%）	353（56.5%）
私立	54（8.5%）	99（15.5%）	462（72.3%）
全体	55（4.4%）	344（27.2%）	815（64.5%）

※未実施施設の合計が100%にならないのは一部不明の回答があったことによる。

4・5歳児25:1を満たしている施設の割合

【7月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	96.2%	94.0%	95.9%	94.7%
私立	94.7%	94.0%	94.7%	94.3%
全体	95.5%	94.0%	94.9%	94.4%

【（参考）3月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	95.3%	92.0%	92.6%	92.7%
私立	91.5%	89.1%	91.2%	90.0%
全体	93.4%	90.0%	91.4%	90.7%

【未実施施設の今後の改善見込み施設数（割合）】

	今年度内	7年度以降	未定
公立	2（0.4%）	189（38.3%）	299（60.6%）
私立	83（5.9%）	174（12.5%）	1,113（79.7%）
全体	85（4.5%）	363（19.2%）	1,412（74.7%）

※未実施施設の合計が100%にならないのは一部不明の回答があったことによる。

令和 7 年度予算における見直し事項の 激変緩和措置等について

公定価格における冷暖房費加算の見直しについて

- 冷暖房費加算の級地については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の別表に規定する級地に準拠して設定している。
- 令和6年人事院勧告によると、寒冷地手当については、平成27年の見直しから9年が経過し、気象庁からの新たな気象データを基に支給改定を行うとされている。
- 冷暖房費加算は施設（事業所）に対する加算であり、級地区分を国家公務員の寒冷地手当の地域に準拠していることから、新たな級地区分に準拠することを基本としつつ、令和7年度においては、四級地から級地外となる市町村について、激変緩和措置を講ずることとする。

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（抄）（平成二十七年内閣府告示第四十九号）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号第一条この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （中略）
- 三十六 冷暖房費加算 当該施設等において、当該施設等の所在する地域（次のイからホまでに掲げる地域）の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。
- イ 一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。）
 - ロ 二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。）
 - ハ 三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。）
 - ニ 四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。）
 - ホ その他地域（イからニまでに掲げる地域以外の地域をいう。）

告示単価表

別表第二 保育所（告示単価表）

冷暖房費加算	㉔	1 級 地	1, 950	4 級 地	1, 350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地～4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 激変緩和地域：一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域 そ の 他 地 域：1 級地～4 級地 及び激変緩和地域 以外の地域
		2 級 地	1, 740	激変緩和地域	1, 020	
		3 級 地	1, 710	そ の 他 地 域	120	

公定価格における定員超過減算の見直し

- 定員超過減算については、平成28年の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する政策について」を踏まえ、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、
- ① 直前の連続する5年間（幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあたっては2年間）常に利用定員を超え、かつ、
- ② 各年度の年間平均在所率が120%以上であること
- としていたところ、待機児童数がピークであった平成29年から7年連続で減少し、令和6年の待機児童数は平成29年の10分の1以下となっている状況を踏まえ、**①の5年間の期間を、令和7年度より2年間とする。**
- ※ ただし、過去3年間に待機児童がいた地方公共団体は1年間を経過措置期間とし、令和8年度から実施する。

待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について（平成28年3月28日厚生労働省）

II 規制の弾力化・人材確保等

6. 定員超過入園の柔軟な実施

- 2年連続して定員を120%を超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童の現状に鑑み、その期限延長を行い、柔軟な実施を促す。

留意事項通知記載（別紙2（保育所（保育認定2・3号））

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合（②）

（1）調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する2年度間常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある施設に適用する（注3）。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

（中略）

（注3）令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和6年4月1日のいずれかの時点において待機児童がいた地方自治体に所在する施設・事業所については、令和7年度に限り従前の規定のとおりとする。

対象施設

保育所、認定こども園（保育認定2・3号）、小規模保育事業A型・B型・C型、事業所内保育事業

※ 幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定1号）については、現行「直前の連続する2年度間常に利用定員を超えて」いることが要件となっている。

処遇改善等加算の一本化について（令和7年度～）

- 旧加算（処遇改善等加算ⅠⅡⅢ）について、事務手続きの簡素化等の観点から、「処遇改善等加算」に一本化
- 旧加算の目的・趣旨を踏まえ、見直し後の加算の中に、「区分1」（基礎分）、「区分2」（賃金改善分）、「区分3」（質の向上分）の3区分を設定

旧加算Ⅲ	・賃金の継続的な引上げ（ベースアップ）による処遇改善 ・9千円×算定職員数 申請・実績報告
旧加算Ⅱ	・技能・経験の向上に応じた処遇改善（副主任保育士等職務分野別リーダー等） ・4万円/5千円×算定職員数 申請・実績報告
旧加算Ⅰ 賃金改善要件分 キャリアパス要件分	・賃金改善・キャリアパスの構築の取組に応じた処遇改善 ・平均経験年数に応じ6%又は7%（加算率） ・キャリアパス要件満たさない場合は▲2% 申請・実績報告
旧加算Ⅰ 基礎分	・職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に充てる ・施設の平均経験年数に応じた加算率（2%～12%） 申請・実績報告

【見直し前】

- ▶ 賃金改善を目的とした見直し前の旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）と旧加算Ⅲは区分2に統合
- ▶ キャリアパス構築要件について、旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）の未構築の場合の減率は廃止し、職場環境改善を進める観点から、区分1の要件として設定（1年間の経過措置）
- ▶ 見直し後の加算の認定主体は都道府県知事・指定都市・中核市及び特定市町村の長とする。

処遇改善等加算		
区分3	職員の技能・経験の向上に応じた賃金の改善 〔質の向上分〕 算定額により加算 4万円/5千円×算定職員数	キャリアアップの仕組みによる質の向上 教育・保育人材の確保 申請・実績報告
区分2	職員の賃金改善〔賃金改善分〕 率により加算 平均経験年数により6%又は7% 9千円×算定職員数を率に換算	
区分1	経験に応じた昇給の仕組みの整備や職場環境の改善〔基礎分〕※キャリアパス要件の減率の仕組みは廃止し、要件化 率により加算 平均経験年数により2%～12%	

【見直し後】

- このほか、関係者の意見等も踏まえ、配分の柔軟化や賃金改善の確認方法等の見直しを実施

配分方法 (区分2・3)	旧加算Ⅰ（賃金改善分）：基本給・手当・賞与又は一時金等 旧加算Ⅱ：基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善 旧加算Ⅲ：2/3以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善	▶	区分2・区分3：1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ※ 区分3は従前どおり基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
配分方法 (区分3)	一定の経験年数・研修を終了しており、副主任保育士、職務分野別リーダー等の職員の発令等を受けている者を配分の対象 4万円支給を1人以上	▶	施設の状況に応じ4万円を上限として柔軟な設定を可能。 ※ 研修修了予定者で副主任保育士や職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者への配分を可能にする。
算定方法 (区分3)	4万円分：「4万円支給を1人以上」を満たすと「基準人員×1/3」の人数で算定。 5千円分：「基準人員×1/5」を配置すると「基準人員×1/5」の人数で算定。	▶	施設の規模に応じた副主任保育士の複数人配置を推進。職員数A、Bの人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付 ※ （基準人員×1/3(1/5)）と研修修了者数の少ない方の数で算定。 ※ 4万円は研修修了見込みの者で算定可能（1年間の経過措置）
確認方法	加算額を賃金改善等に充当したかの確認を旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）ⅡⅢごとに実施（実績報告書最大9枚）	▶	区分2・3の加算総額で確認（実績報告書最大3枚） ※ 加算額以外の部分で賃金水準を下げていないかも確認。

※ ほか、旧加算では、要件として求めている基準年度（前年度）の賃金水準維持について、経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げを特例的に認める（介護報酬等で導入済みの措置）。